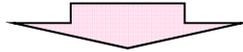


偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement)

【背景】

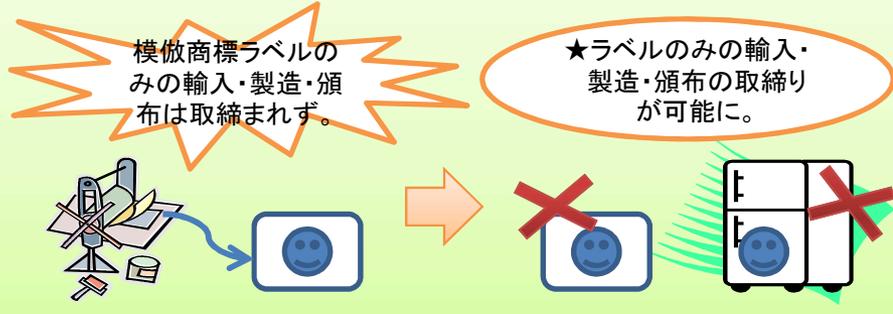
- 近年、デジタル技術が発展し、また、知的財産権侵害の新たな手法が出現(例:商標ラベルと模倣品を別々に輸入しラベルを添付・販売、技術的保護手段の回避)。
 - 模倣品・海賊版被害が増大(国際取引額:2000年に約1000億ドル→2007年に約2500億ドル[OECD統計])。
- 知的財産権に関する執行のより効果的枠組みの必要性



- ◆ 2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、我が国から、知的財産権侵害物品の拡散防止のための法的枠組み策定の必要性を提唱。
- ◆ 2011年10月1日の我が国における署名式で8箇国(日・豪・加・韓・モロッコ・NZ・シンガポール・米)が署名。続いて、2012年1月26日には欧州連合(EU)及びその加盟22箇国が署名。
- ◆ 我が国は2012年10月に締結。(ACTAは、6番目の批准書等が寄託された日の後30日で発効する。)

【ACTAのポイント・意義】

● 新たな侵害手法への対応: 模倣ラベルの取締り



● 国境措置の強化: 輸出取締り

- 輸出品に対する通関停止措置を義務化。
- 権利者の申立てが無くとも輸出入品につき、税関当局の職権による通関停止が可能に。



● デジタル環境下の対応: 違法な二次利用対策

- 違法なコピーやアクセスを不可能とする技術的手段(暗号等)を解除するソフト等の製造、輸入、頒布、サービス提供を新たに規制。



● 民事上の執行強化

- 権利者からの請求に基づく司法当局による差止命令につき、輸出侵害物品も対象に含める。
- 侵害品の廃棄、侵害物作成機材の廃棄等を義務化。

● 刑事上の執行強化

- 個人のみでなく法人の責任も追及。
- ほう助・教唆罪についても責任を追及。